

岐阜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

令和6年2月7日決裁

令和7年7月23日改正

1 趣旨

このガイドラインは、法人又は団体（以下「法人等」という。）が市の所有する施設等に特定の名称（以下「愛称」という。）を付ける権利（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、対象施設や募集の方法、ネーミングライツを付与する法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものである。

2 ネーミングライツ導入の目的

市が所有する施設等を広告媒体として有効に活用することにより、新たな財源の確保と施設等の知名度・魅力の向上を図ることを目的とする。

3 ネーミングライツの概要

（1）ネーミングライツとは

ネーミングライツとは、市が所有する施設等に、法人名や商品名を含んだ愛称を付ける権利（命名権）のことで、応募する法人等にとっては、法人名や商品名等のPRになるほか、社会貢献によるイメージアップが期待できる。

（2）ネーミングライツの内容

ア ネーミングライツ・パートナーは、当該ネーミングライツの対象となる施設等に、法人名、商品名などを冠した愛称を付けることができる。ただし、条例等で定める施設等の名称は変更しない。

なお、既存の名称標示板や案内板の変更、新たに必要とされる箇所への名称標示を行うもので、当該施設等に宣伝広告を掲示することはできない。

イ ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツの対価として市に命名権料の支払い、又はその他の役務等の提供を行う。

ウ 命名権料その他の役務等は、原則として当該施設等の管理運営に充てるものとする。

エ 市は、ネーミングライツによる愛称を市ホームページや広報ぎふなどにお

いて周知に努めるものとする。

4 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) ネーミングライツ・パートナーの募集は、市が選定した施設について公募を行う「施設特定型」、もしくは法人等の提案を随時募集する「提案募集型」のいずれかによるものとする。

(2) 施設特定型による公募にあたっては、施設等ごとに、下記の事項を記載した募集要項を作成する。なお、提案募集型においては、行財政改革課が作成した募集要項を用いる。

ア 募集の趣旨

イ 施設等の概要（指定管理者制度を導入している場合は当該指定管理者名）

ウ 応募資格

エ 愛称の条件・愛称の表示方法（設置可能な名称標示板の位置・規格など）

オ 命名権料の最低金額

カ 愛称使用期間

キ 費用負担

ク ネーミングライツ・パートナーの特典

ケ ネーミングライツ・パートナーの選定方法

コ 優先交渉権者との協議・契約の締結

サ 愛称等（法人等の名称、施設等の愛称、命名権料及び愛称使用期間等）
の公表

シ スケジュール

ス 応募手続等

- ・申請書類の提出方法等
- ・提出書類
- ・質問の受付・回答
- ・応募に関する留意事項

セ 命名権料の納入方法

ソ リスク負担

タ 契約の解除

チ 契約の更新

(3) 施設特定型による公募の結果、応募がなかった場合は、募集要項に定める条

件を見直した上で再度の公募を実施することができる。

- (4) 提案募集型においては、法人等の提案施設等の命名の可否等を判断するため、事前相談を必須とし、命名可と判断した場合は、事前相談結果通知の翌日から起算して30日後（土日祝日等の閉庁日を除く）に当該施設等への応募を締め切る。

5 対象の施設等

- (1) ネーミングライツを導入する施設等の対象は、市が設置した公共施設（施設の一部も可とする。）、インフラ施設及び市が所有する財産とする。

ただし、施設等の名称の設定に特段の経緯（公募により施設名称が決定された等）があるものや、施設等の性質上、愛称を付けることが適当でないものは対象外とする。

- (2) 導入しようとする施設等において、指定管理者制度が導入されている場合は、施設等管理上の支障が生じないように、あらかじめ当該指定管理者と協議するものとする。

6 命名権料

- (1) 施設特定型においては、命名権料は、対象施設等の規模、利用状況、地理的要件、広報媒体への露出状況のほか、他自治体の類似事例などを勘案し、施設等ごとに最低金額（消費税及び地方消費税を含む。）を設定する。

- (2) 提案募集型においては、応募者の提案による。

7 愛称使用期間

愛称の使用期間は、原則として3年以上とする。

8 応募資格

- (1) 応募資格を有する者は、法人等とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

ア 岐阜市広告掲載基準第5条第1項に掲げる業種又は法人等

イ 市発注工事等の競争入札及び随意契約における資格が停止されている者

ウ 政治活動又は宗教活動を行う団体その他これらに類する者

エ その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認める者

(2) 指定管理者制度導入施設にあつては、指定管理者との協議の結果、施設の管理上、支障が生じると認められる場合は、指定管理者の事業目的と競合する法人等（指定管理者及びその関連企業を除く。）の応募を制限することができる。

9 愛称（命名条件等）

(1) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 政治性のあるもの

エ 宗教性のあるもの

オ 社会問題についての主義主張を含むもの

カ 個人名を含むもの

キ 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの

ク 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

ケ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

コ 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれがあるもの

サ その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(2) 施設等の性質に応じて、愛称に施設等の所在地やキーワードを含めるほか、文字数の目安を示すなど、必要な条件を設定することができる。

(3) 市は、愛称が定着するまでの間、正式名称を併記するなどの措置を講じるものとする。

(4) 利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内において愛称の変更は行わない。ただし、ネーミングライツ・パートナーの法人名変更など、特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとする。

10 ネーミングライツ・パートナーの選定

(1) ネーミングライツ・パートナーを選定するため、岐阜市ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、応募者の審査及び優先交渉

権者の選定を行う。

選定にあたっての審査項目、審査基準等については、財政部長が定める。

- (2) 選定委員会の構成は、別途岐阜市ネーミングライツ選定委員会設置要綱において定める。
- (3) 財政部長が、指定管理者、施設等利用者、経営分析について専門的知識を有する者等からの意見聴取が必要と判断した場合は、招聘者として出席を依頼し、選定に先立ち意見を聴取する。
- (4) 施設等の性質等を理由に外部有識者等を委員に加える場合は、施設等の所管部局と行財政改革課で協議の上、財政部長の判断により条例に基づく附属機関として選定委員会を設置する。
- (5) 所管部長は、選定委員会の開催に先立ち、応募資格等について審査を実施する。

ア 応募法人の状況

- ・ 募集要項に記載した応募資格を満たしているか。
※暴力団排除については、「岐阜市が行う事務事業・公の施設の使用からの暴力団排除に係る運用指針」に基づき適切に対応するものとする。
- ・ 命名権料の支払いは可能か（財務状況及び経営状況）

イ 愛称

- ・ 募集要項に記載した愛称の命名条件を満たしているか

ウ 命名権料及び愛称使用期間

- ・ 命名権料は、募集要項に記載した最低金額以上の額か
(施設特定型のみ)
- ・ 愛称使用期間は、募集要項に記載した期間を超えているか

- (6) 選定委員会は、所管部長の審査後、提出書類の内容に基づき、次の内容を書類審査によって総合的に評価し、応募者の中から優先交渉権者の選定と併せて次点以下の交渉順位を選定する。

応募者が複数の場合は、選定委員会における各委員の得点合計が最も高い者を優先交渉権者とする。得点合計が同点で、優先交渉権者を選定できない場合は、「命名権料その他の役務等」、「応募法人等の状況」、「愛称」、「愛称使用期間」の項目順に、各委員の得点合計が高い応募者を優先交渉権者とし、この方法により、応募条件を満たしているすべての応募者の順位を決定する。

なお、応募者が1者の場合でも審査を行うものとする。

また、著しく点数が低い審査項目があるなど、適当でないと認められる場合は、優先交渉権者として選定しないことができる。

主な審査項目は次のとおりとする。

ア 命名権料その他の役務等

- ・命名権料その他の役務等の提案額

イ 愛称使用期間

- ・愛称使用期間の提案年数

ウ 愛称

- ・親しみやすく、分かりやすく、呼びやすいか

エ 応募法人の状況

- ・地域貢献に対する理念及び活動の実績

なお、審査の結果、優先交渉権者となった応募者の愛称について、市民に誤解や混乱を与えるおそれがあると判断した場合等は、所管部長は、応募者と愛称の修正について他の事項に優先して協議する。

(7) 所管部長は、選定委員会における審査結果に基づき、応募者に選定結果を通知する。

1 1 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表

(1) 市は、他の応募者に優先して、優先交渉権者と愛称の使用開始時期、愛称の表示方法等、契約内容の詳細について協議する。

優先交渉権者との協議が整った場合には、優先交渉権者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結する。

優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とすることができる。

(2) ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後、法人等の名称、施設等の愛称、命名権料、愛称使用期間等を市ホームページで公表するものとする。

1 2 費用負担

命名権料以外の費用負担は、次のとおりとする。

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の名称標示等の表示変更（※１）		○
ネーミングライツ・パートナーが変更・新設した名称標示板等の維持管理		○
愛称使用期間満了に伴う原状回復（※２）		○
市のパンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更（※３）	○	

※１ 敷地外、道路標識等の表示変更は、所管部署、関係機関と協議のうえ実施する。また、新規の名称標示板等の設置については、設置の可否も含めて協議すること。

※２ 当該施設等のネーミングライツを継続実施しない場合は、愛称使用期間満了後、速やかに原状回復すること。

ネーミングライツを継続実施する場合は、所管部局において新旧のネーミングライツ・パートナーと協議の上、表示変更の時期を決定すること。

※３ 印刷物への表示については、残部数や改訂時期等を考慮しながら、ネーミングライツ・パートナーと変更時期について協議する。

1.3 ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーに対する特典の付与については、ネーミングライツを導入する施設等ごとに、施設等の設置目的や関係法令等の規定を踏まえて募集要項に定め、併せてネーミングライツ・パートナーと協議の上、適切に付与するものとする。

※ 特典の例

- ・当該施設等の屋内に企業PR、商品展示スペースの設置
- ・施設等内の貸室（ホール、会議室など）を無償で使用する権利の付与
ホール ○日以内／年、会議室 △日以内／年

1.4 リスク負担

（１）市及び第三者に損害が生じた場合のリスク負担

愛称又はネーミングライツ・パートナーが設置・変更した名称標示板等に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じたときは、ネーミングライツ・パートナーの責任及び負担により解決するものとする。

(2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、ネーミングライツ・パートナーと協議し、決定する。

1 5 契約の解除等

愛称使用期間中に、応募資格を満たさなくなった場合や、ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除することができる。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとし、その他に生じた損害等についてもその責めを負うこととする。

ネーミングライツ・パートナーの事情により契約を解除する場合も同様とする。

上記により契約を解除した場合、ネーミングライツ・パートナーが納入した命名権料は返還しない。

1 6 契約の更新

所管部長は愛称使用期間が満了する概ね6か月前までに、当該施設等に係るネーミングライツの継続実施を判断する。

ネーミングライツを継続実施する場合には、愛称の変更による市民の混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーは、次期期間の募集に際して、優先的に交渉することができる。

1 7 その他

ネーミングライツ・パートナーの募集にあたっては、事前に費用や手間がかからない名称標示方法を検討するほか、応募者の負担軽減を図るため、次の事項に留意すること。

- ・表示変更が必要な敷地外の道路標識等の設置場所の明示
- ・道路標識等の表示変更に必要な手続きの明示
- ・名称標示板の設置、道路標識等の表示変更に要する費用の目安の提示

- ・ネーミングライツ・パートナー交代時の表示変更における負担軽減（旧の名称標示板の取り外し及び新しい名称標示板の設置を同時に実施し、新旧のネーミングライツ・パートナーで費用を案分するなど）